

務	00	01	5年
(令和13年3月末まで保存)			
(令和13年3月末まで有効)			

捜 二 第 7 2 号
(警務、生企、刑企、交企、備一)
令和 7 年 4 月 1 1 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

暴力団構成員等による民事執行妨害行為に対する取締りの徹底について
暴力団構成員等による民事執行妨害行為について、各警察署及び関係所属は、同種事案に対して迅速・適切な措置を講ずるため、下記のとおり、対応する裁判所及び執行官との連携を強化し、取締りの徹底に努められたい。

記

1 連携の強化

(1) 連絡窓口

民事執行妨害行為に関する連絡窓口を、警察本部は捜査第二課課長補佐、各警察署は警務課長(次長)とする。

(2) 平素の連携

ア 各警察署は、民事執行手続を通じて暴力団構成員等と直接接する立場にある執行官と、平素から緊密な連携・情報交換に努めること。

イ 民事執行妨害行為に関し、執行官等から各警察署に暴力団該当性の有無について照会があった場合は、速やかに捜査第二課へ連絡し、同課において回答するものとする。

ウ 捜査第二課は、暴力団構成員等以外の者による民事執行妨害行為を把握した場合、警察本部事件主管課に引き継ぐものとする。

2 取締りの徹底

暴力団構成員等による民事執行妨害事件が発生した場合、又は裁判所からの告発を受理した場合は、迅速・的確な捜査を実施するとともに、原則として強制捜査により検挙の徹底を期すること。

3 執行官の職務執行に対する警察上の援助

民事執行法第6条第1項に基づく執行官からの援助の要求は、原則、あらかじめその理由を記した文書により、執行場所を管轄する警察署長に提出される(執行官の職務執行に際し、現に抵抗を受け、又は執行が急を要し、そのいとまがないときは、直接最寄りの警察官に対して援助の要求が行われ、事後に文書が警察署長に提出される。)ことから、同要求を受けた警察署長又は警察官は、援助の必要があると認めたとき、その事態に応じて必要な援助措置を講ずること。

4 報告

執行官から援助の要求、又は民事執行妨害行為が絡む刑事事件の発生があった場合は、直ちに、措置状況も含め捜査第二課又は警察本部事件主管課を経て、本職に報告すること。

5 情報等の取扱い

裁判所から提供された情報については、部外へ漏洩することのないように、その取扱いには充分注意すること。

6 その他

青森地方裁判所各支部との連絡体制については、「暴力団構成員等による民事執行妨害行為に関する裁判所・警察署との連絡体制系統図」を別途通知する。

担当 捜 査 第 二 課
組織犯罪事件指導係